

## 助成事業実施基準

### 1 対 象

- (1) この法人の目的に添った活動であること。
- (2) 岡山県内で行われる活動であること。
- (3) 活動への参加に制限がなく、誰でも参加できるものであること。
- (4) おおむね1年以上活動が続けていてそれを証明できる書類が提出できるもの。
- (5) この法人の定める期間内に（締切日）に、この法人の定めた書式をもって応募されたものに限る。
- (6) 岡山県内に所在する団体又は居住する個人

### 2 スポーツ活動

- (1) 助成規程第2条第1項第1号イの県民の健康増進を目的とは、基本的には、レクリエーションスポーツ及びニュースポーツをいうものとする。
- (2) 助成規程第2条第1項第1号ロの競技力向上を目的とは、（公財）岡山県スポーツ協会加盟の競技種目とする。（スポーツ少年団、社会人、中学・高校・中等教育学校の部活動等）
- (3) その他この法人が必要と認めるもの。

### 3 文化活動

助成規程第2条第1項第2号のイの県民の豊かな心の形成を目的とは次の通り。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、文芸、生活文化、文化財、鑑賞団体等の活動に要する経費
- (2) 埋もれた民謡や伝承の発掘、保存、継承に要する経費
- (3) 民芸技術の継承と育成に要する経費
- (4) 郷土芸能の歴史と自然の調査、研究に要する経費
- (5) 民俗資料の収集と保存に要する経費
- (6) 芸術、芸能又はその他の文化活動においてその成果を著述又は著作等により公表する経費
- (7) 文化団体等の育成と指導に要する経費
- (8) その他文化活動等を通じて県民文化の向上発展に寄与する経費

### 4 助 成 額

- (1) 1件あたりの上限を11万円とする。ただし、文化財の修繕等に係る活動については、その都度、理事会で承認を得た額とする。
- (2) 当面、スポーツ・文化各10件を目安とし、文化財の修繕等に係る活動については、別扱いとする。
- (3) この法人の収支予算の範囲内とする。但し、理事会の承認を得て予備費として計上した金額の範囲内で増額することができる。

### 5 選 考

選考委員会において、選考し、理事会において決定する。

附 則

- 1 この助成事業実施基準は、平成 16 年 10 月 1 日から施行し、平成 16 年度から適用する。  
平成 25 年 3 月 28 日 一部改正
- 2 理事会の議決を経て、令和 2 年度から適用する。(2(2)及び 4(1)(2))  
令和 2 年 2 月 28 日 一部改正